

知らんぷりの社長。

知らなかつた社長。



雇ったら入る。人も会社も守るために。

労働保険

正社員、派遣、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、1人でも雇ったら労働保険に入る必要があります。事故や災害があった場合、労働保険に入っていないと、想像以上の負担が会社にかかることもあります。働く人とその家族だけでなく、会社を守るために、労働保険にすぐ加入を。



■労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。

■労働保険の手続を行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会